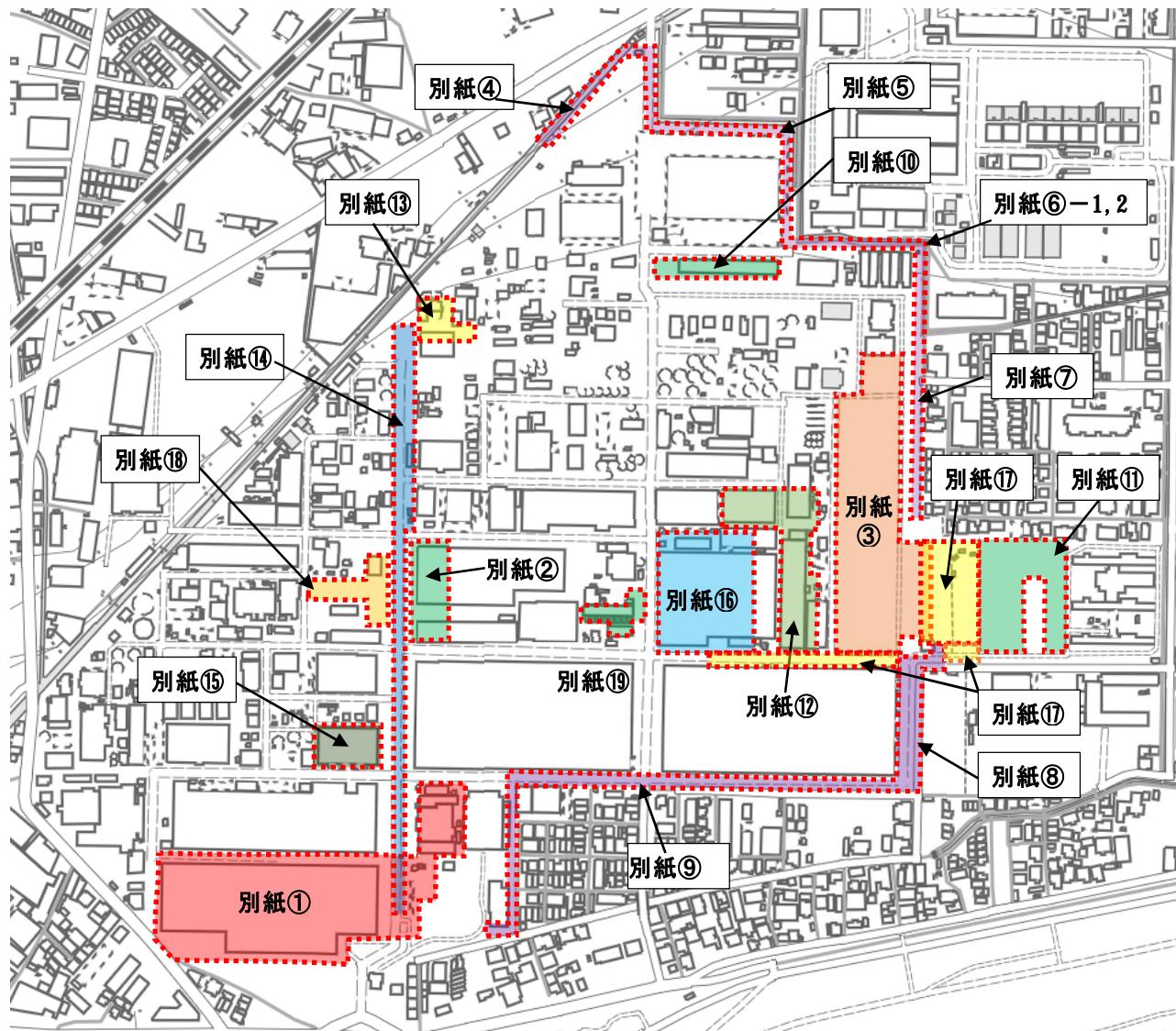
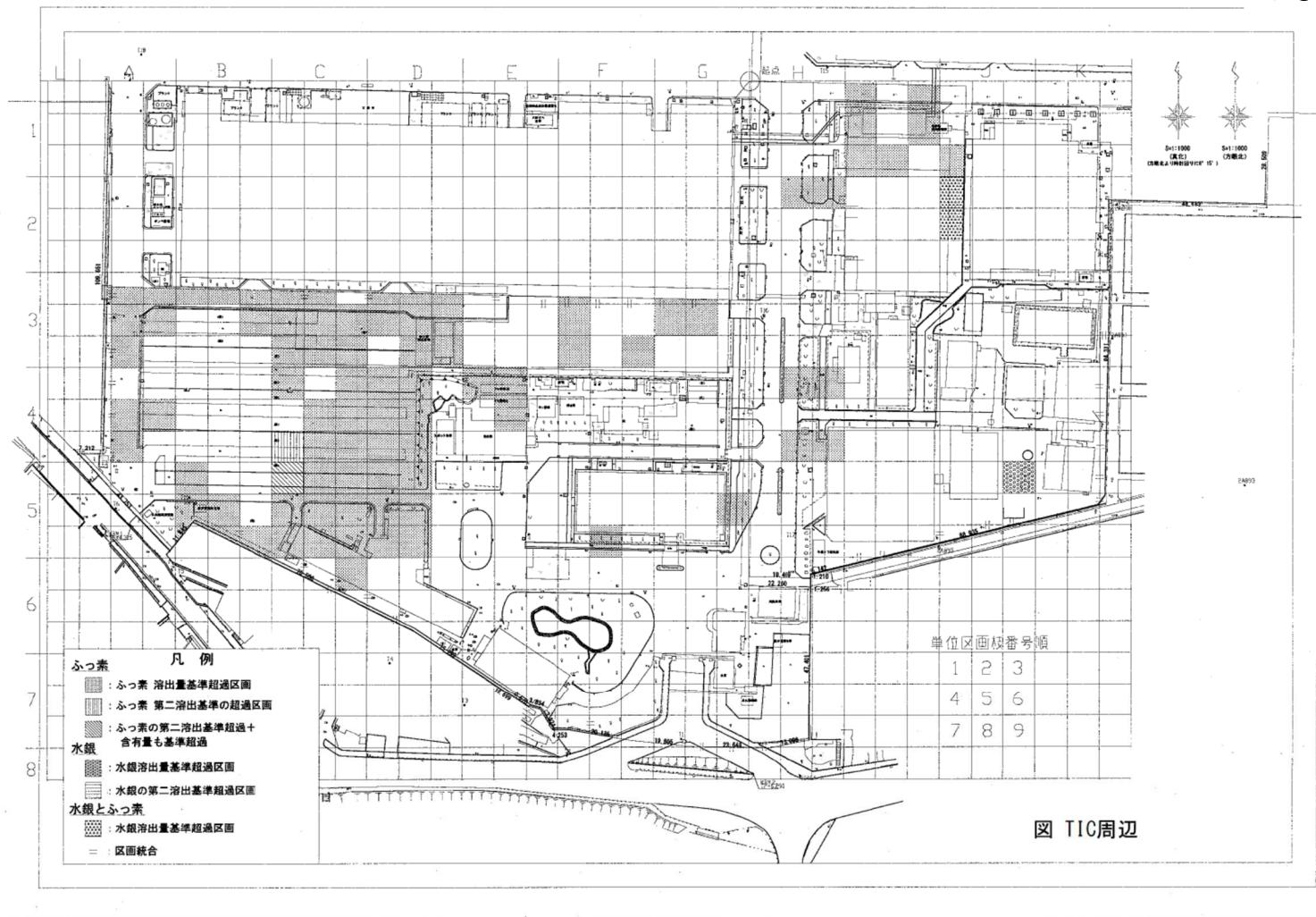
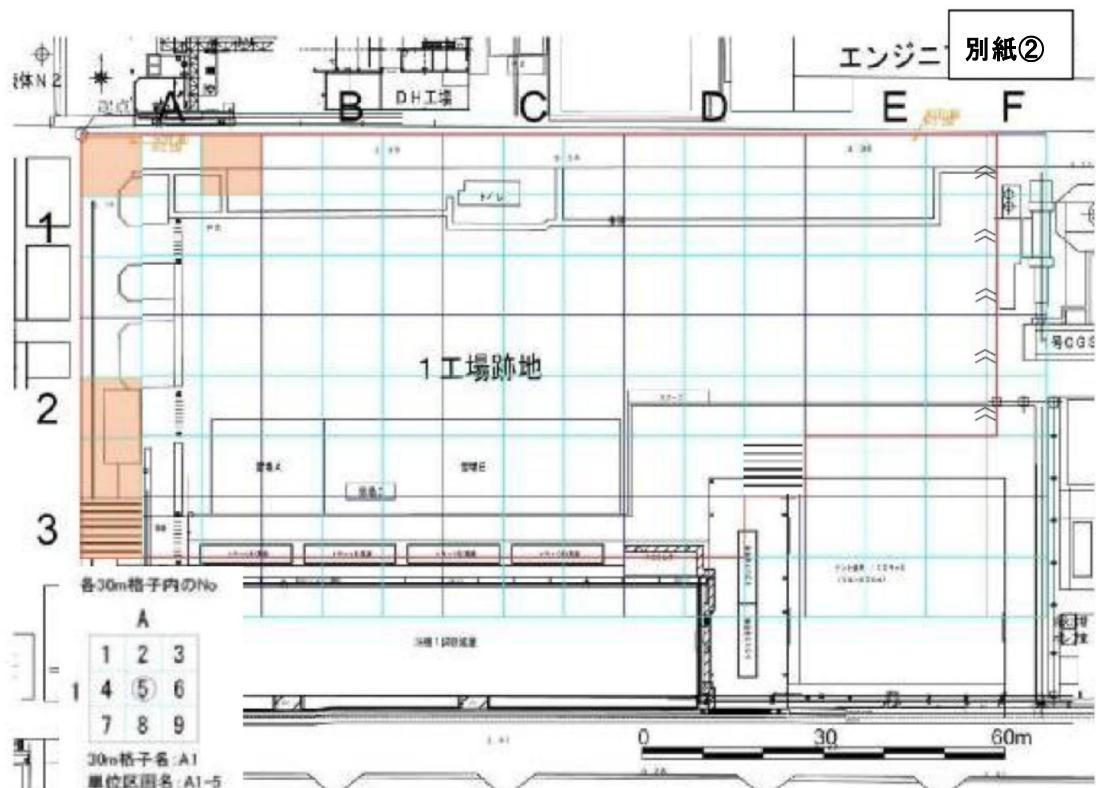


○区域指定平面図（摂津市西一津屋 700 番 1、700 番 71、700 番 74 及び 700 番 1 地先水路の各一部並びに
一津屋二丁目 452 番 1 の各一部



別紙①





各区画の汚染の状況

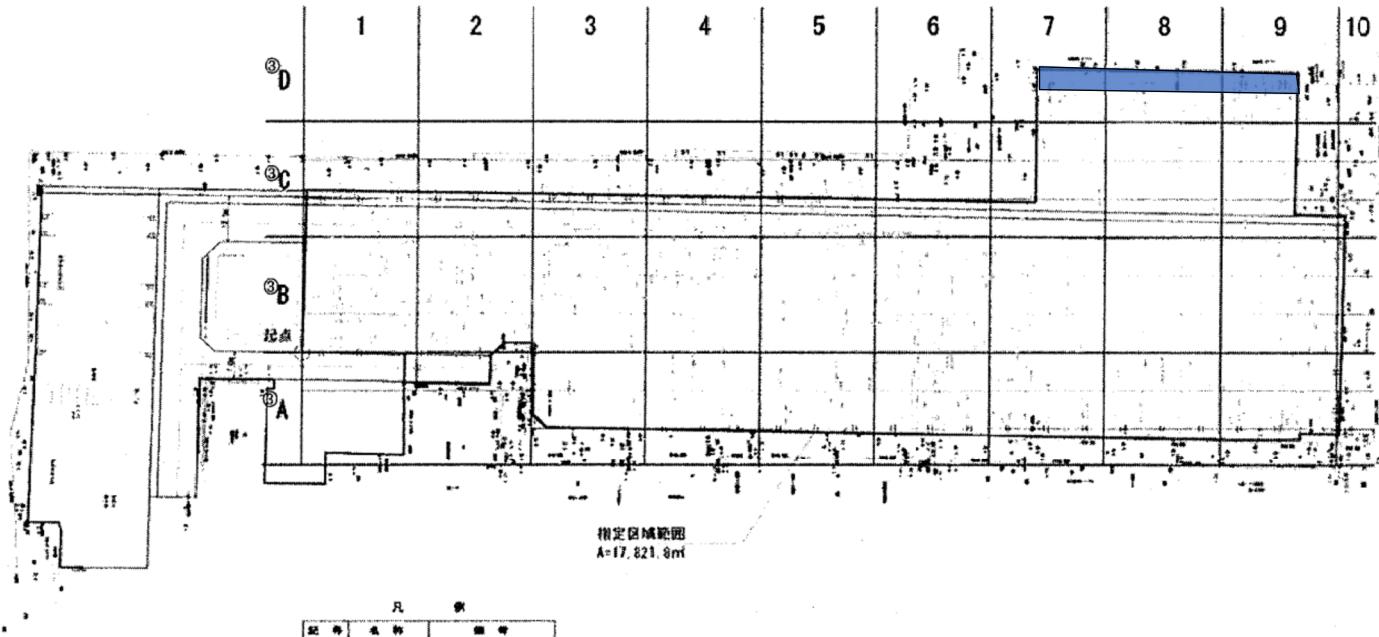
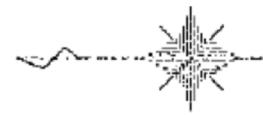
30m格子	単位区画	土壤溶出量 (mg/L)			土壤含有量 (mg/kg)
		鉛	砒素	ふっ素	
A 1	A1-1	—	—	1.2	—
	A1-3	—	—	2.5	—
A 2	A2-4	—	—	1.6	—
	A2-7	—	—	1.6	—
A 3	A3-1	—	—	15	660
D 2	D2-9	—	—	—	180

基準不適合の項目のみを記載。

試料採取日: 2018年1月15~19日

・試料採取日: 2018年1月15~19日

図 1工場周辺



※ 別紙③の指定区域は、別紙①の指定区域における建設工事にて発生した汚染土壤(ふつ素及びその化合物、土壤溶出量基準超過)を封じ込め
て管理するため、土壤汚染の拡散が見込まれることから指定の申請を行ったもの。よって、別紙③の指定区域については、全単位区画を
ふつ素及びその化合物についてのみ指定する。

※ の土地は別紙⑦で指定する 及び の土地の汚染状態を含む。

図 東側駐車場

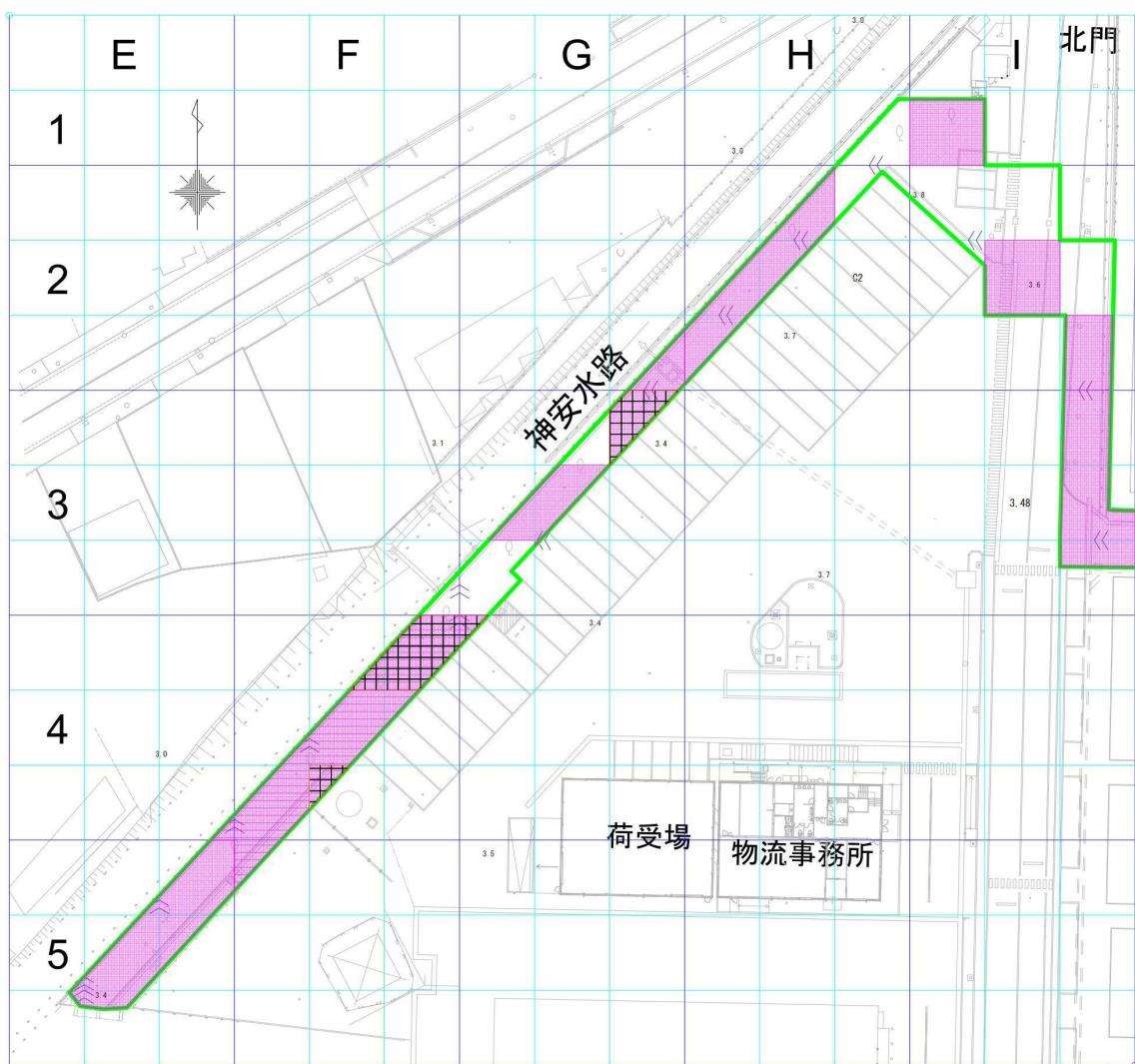


図 北門周辺

□ : 形質変更範囲

— : 30m 格子

— : 10m 格子

『 : 単位区画の統合

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))

曲 : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (含有量))

各30m格子内のNo

A

1	2	3
1	4	5
7	8	9

30m格子名 : A1
単位区画名 : A1-5

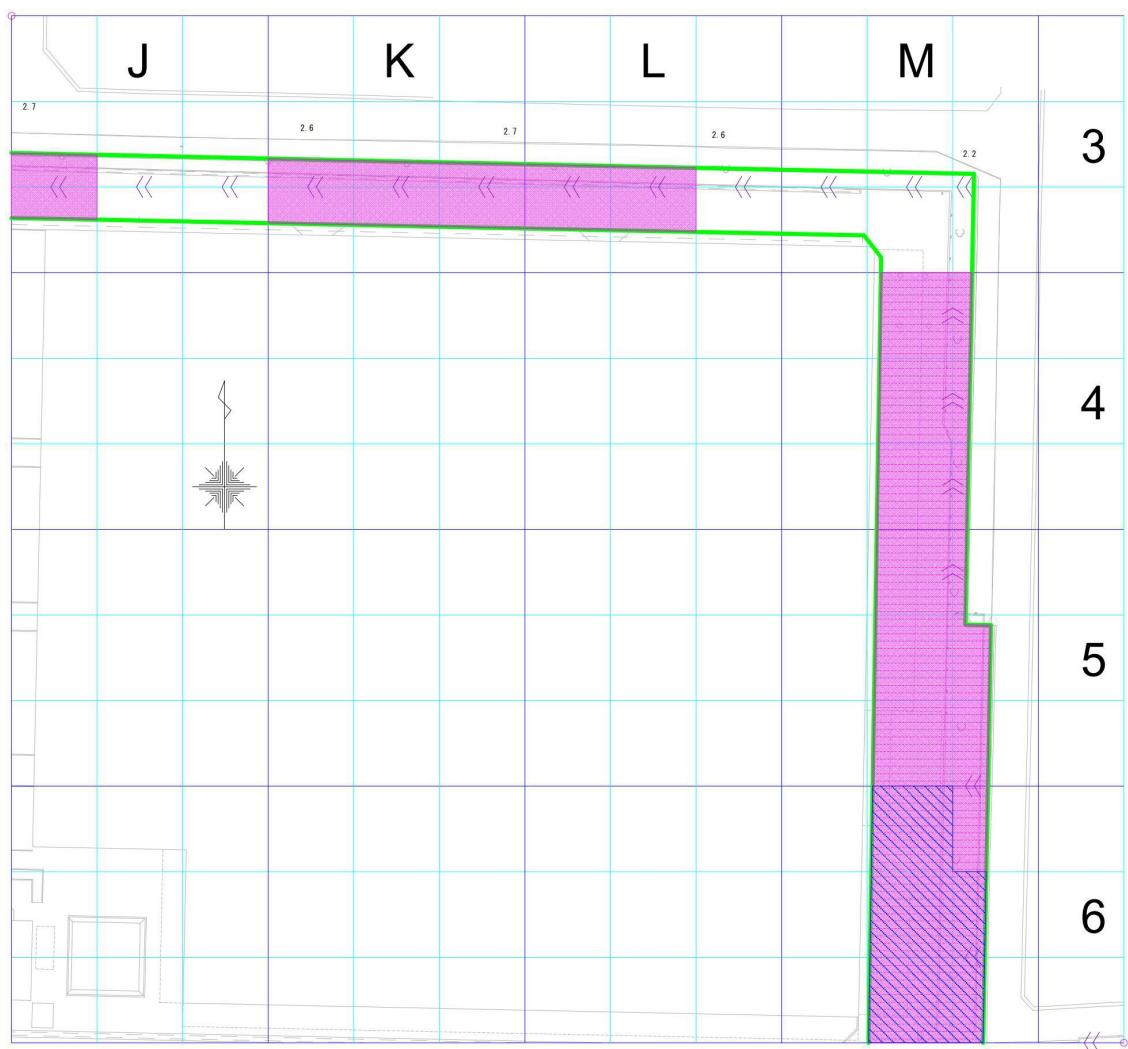


図 物流倉庫北側・東側

□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))

▨ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))

各30m格子内のNo

A		
	1	2
1	4	5
	7	8

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

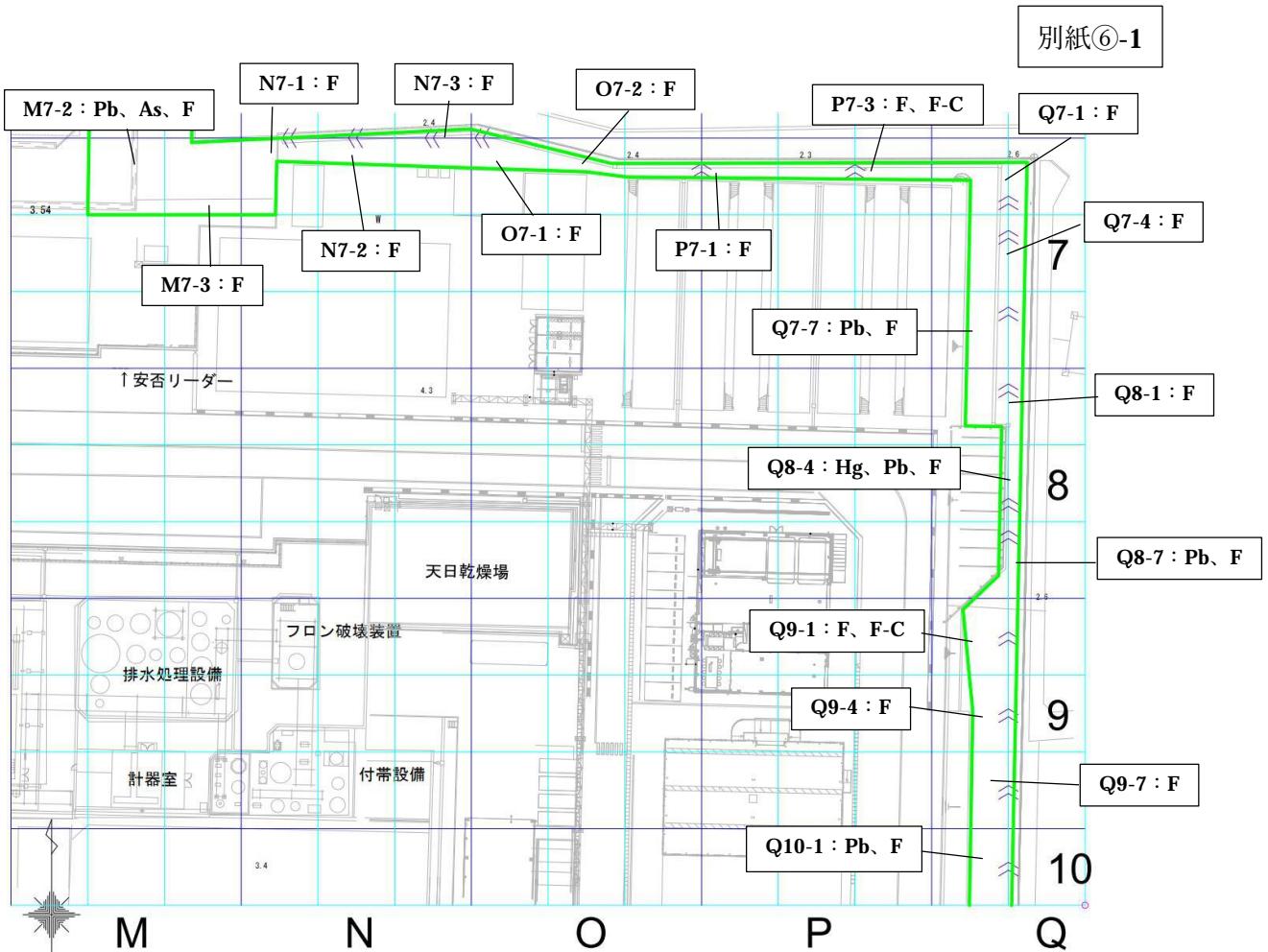


図 ダイキン池（表層）

□：形質変更範囲 — : 30m 格子 - : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合

□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

※Hg : 水銀 (溶出量)、Pb : 鉛 (溶出量)、As : 砒素 (溶出量)、F : ふつ素 (溶出量)、

F-C : ふつ素 (含有量) を示す。

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名 : A1
単位区画名 : A1-5

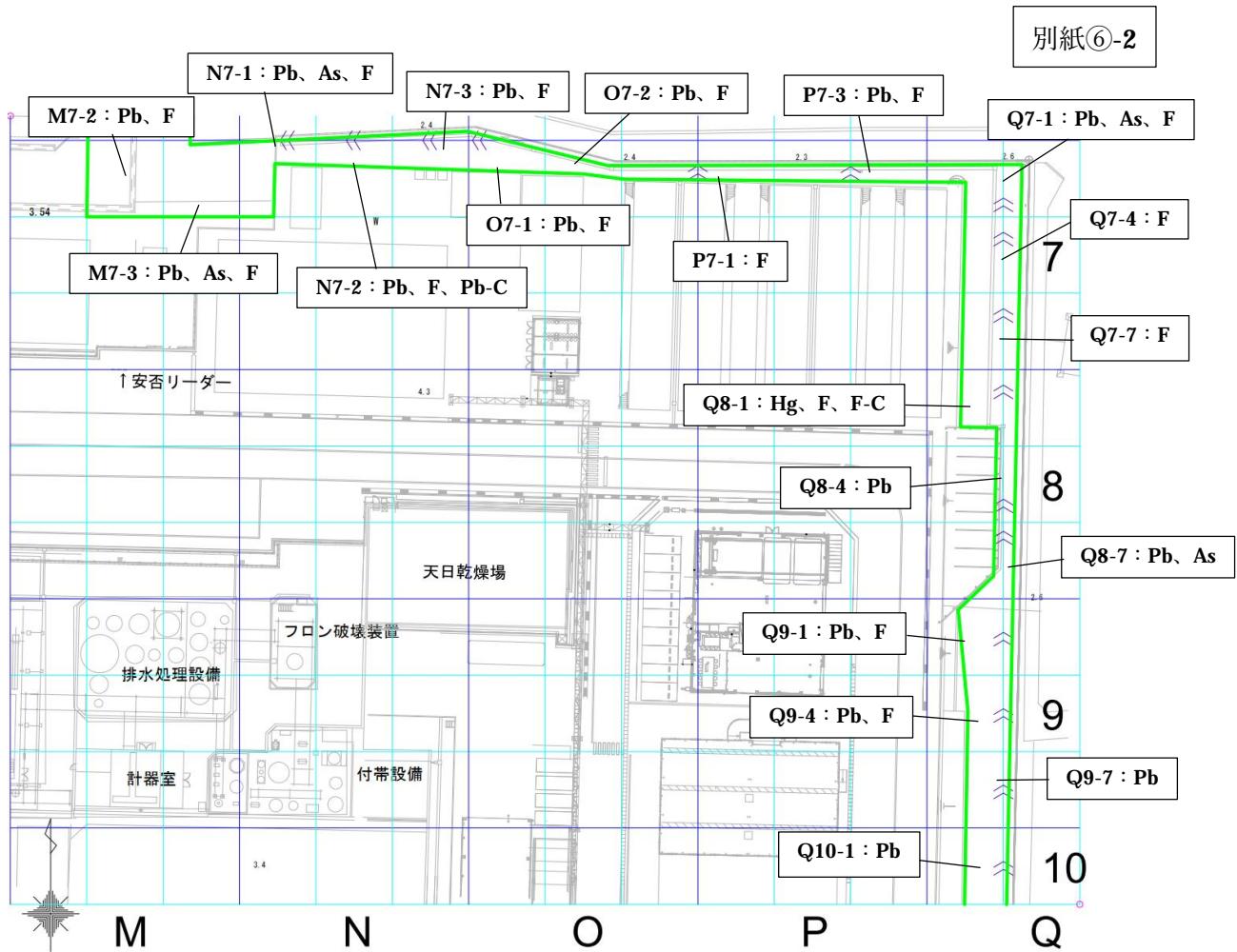


図 ダイキン池（池底面）

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 《：単位区画の統合

□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（項目は図中に記載）

※Hg：水銀（溶出量）、Pb：鉛（溶出量）、As：砒素（溶出量）、F：ふつ素（溶出量）、

Pb-C：鉛（含有量）、F-C：ふつ素（含有量）を示す。

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

図 東側未利用地

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 ◀ : 単位区画の統合
■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))
▨ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))

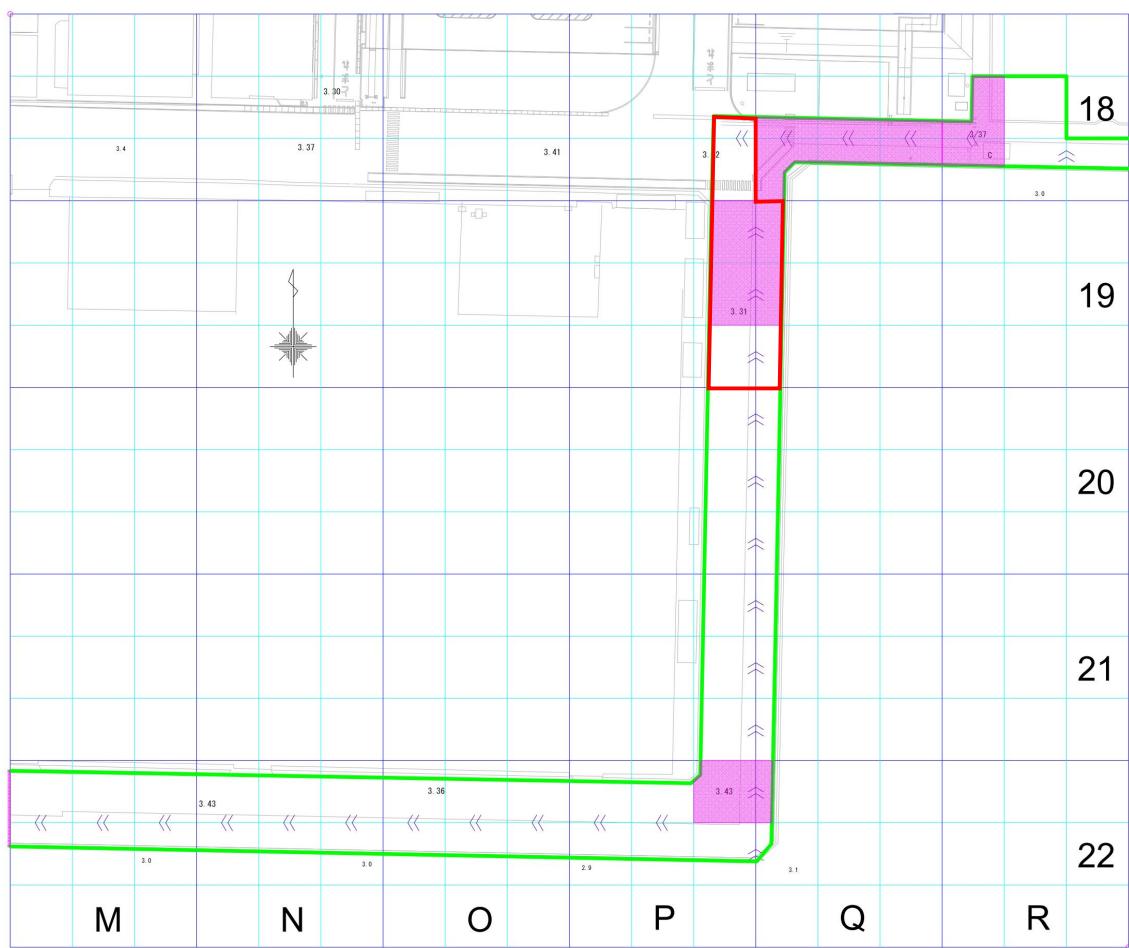


図 4 工場東側・南側

□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合

□ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (トリクロロエチレン (溶出量))

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名 : A1
単位区画名 : A1-5

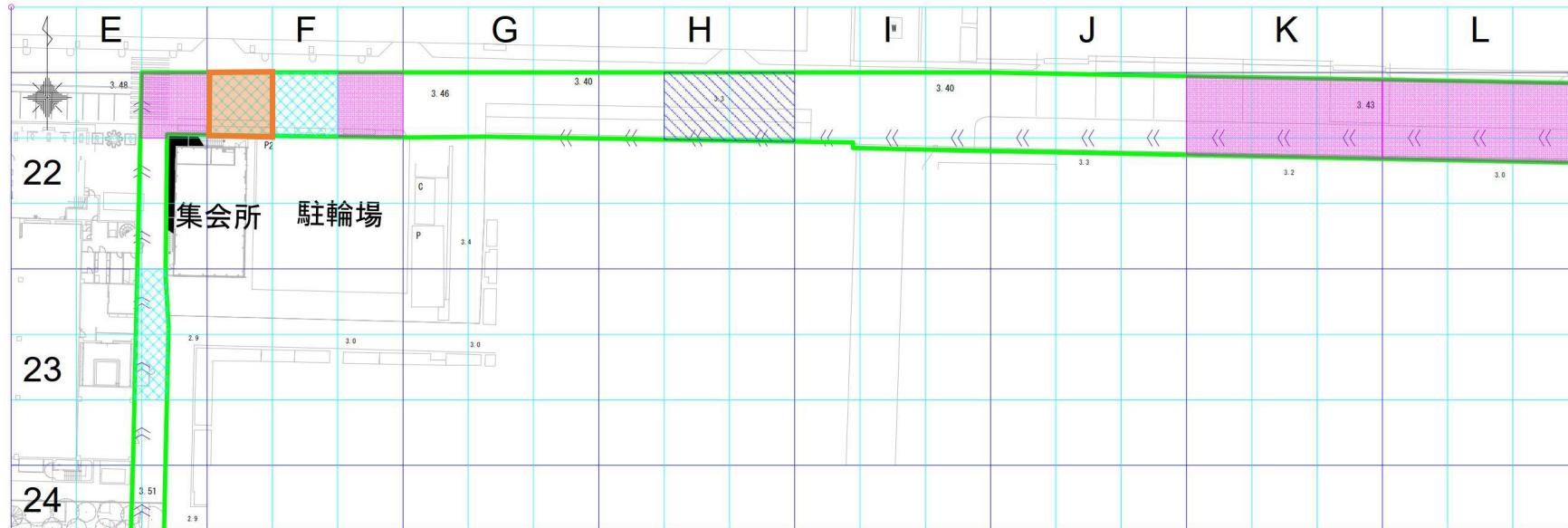


図 4 工場・5 工場南側

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (鉛 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (水銀 (溶出量))
- : 第二溶出量基準に適合しない土地とみなされる範囲 (水銀 (溶出量))

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

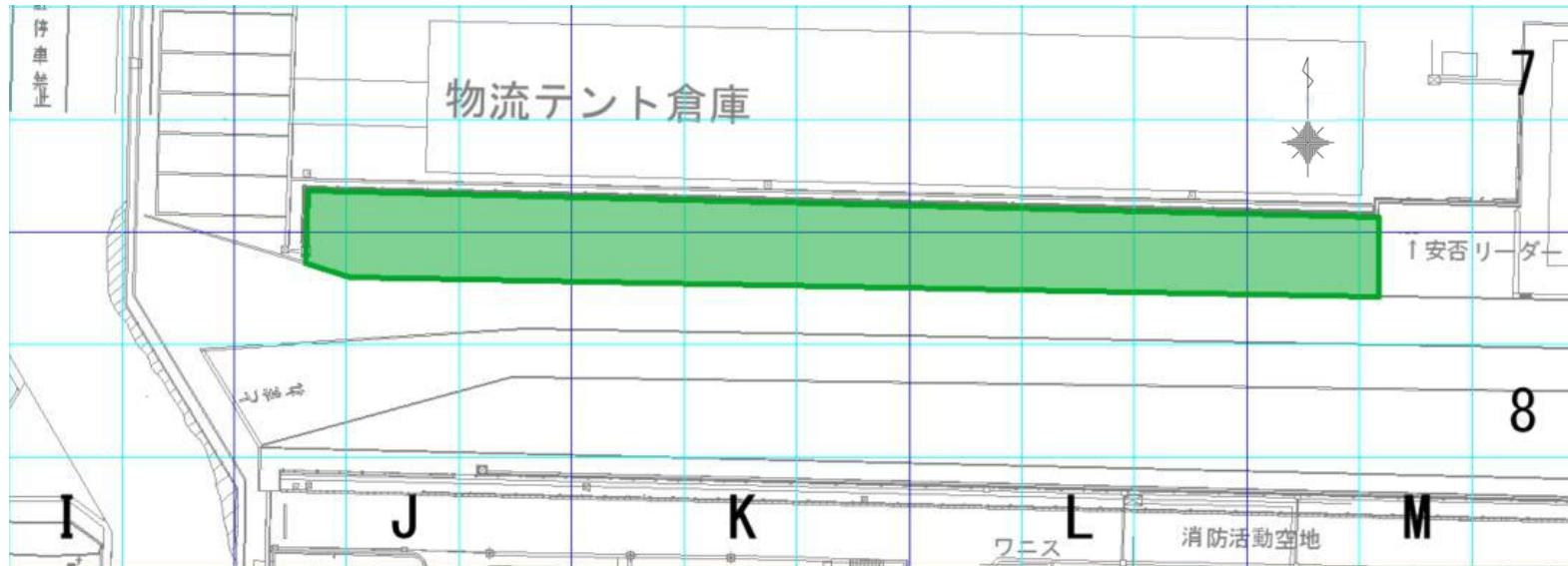


図 物流倉庫南側

— : 30m 格子 — : 10m 格子

■ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

(トリクロロエチレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量))

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	(5)	6
7	8	9

30m格子名:A1
単位区画名:A1-5

※別紙⑩の指定区域 (■範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壌を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑩の指定区域 (■範囲) については、全単位区画をトリクロロエチレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量) について指定する。

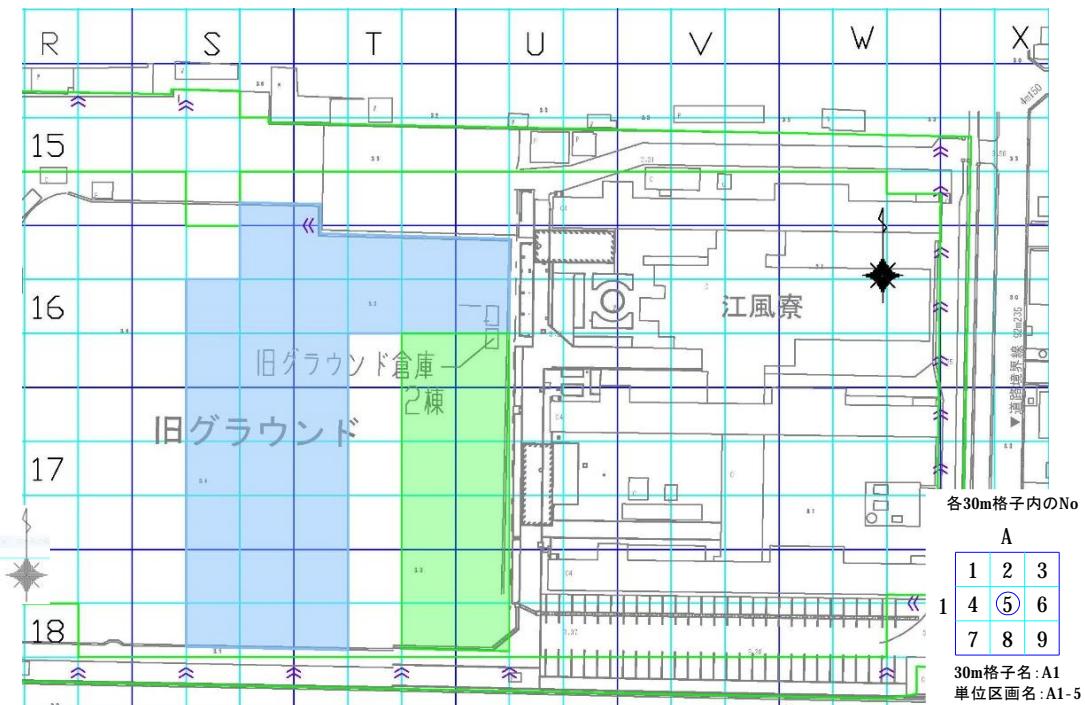


図 旧グラウンド

□：形質変更範囲 一：30m格子 一：10m格子 ↗：単位区画の統合

■：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

(トリクロロエチレン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量))

■：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

(カドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量))

※令和5年8月28日 指-110号

別紙⑪の指定区域 (■範囲) は、別紙④～⑨の指定区域における遮水壁設置工事にて発生する汚染土壤を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■範囲) は、全単位区画をトリクロロエチレン (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和6年8月5日 指-128号

別紙⑪の指定区域 (■範囲) に、別紙⑫の指定区域における工事で発生する汚染土壤を仮置きするため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■範囲) は、全単位区画をトリクロロエチレン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、水銀 (第二溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量) について指定する。

※令和6年9月26日

別紙⑪の指定区域 (■範囲) で、指定基準に適合しない管理有害物質の種類のうち、トリクロロエチレン並びに水銀及びその化合物を対象に土壤汚染状況調査の追完を行い、汚染状態が同基準に適合することを確認したため、同2物質について指定を解除する。

※令和6年10月15日 指-135号

別紙⑪の指定区域 (■範囲) に、別紙⑫の指定区域 (シアンの基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壤及び別紙⑯の指定区域 (第1種特定有害物質の基準不適合区画を除く) における工事で発生する汚染土壤を仮置きし、当該仮置く汚染土壤を元の指定区域へ埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑪の指定区域 (■範囲) は、全単位区画をカドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量・含有量) について指定する。

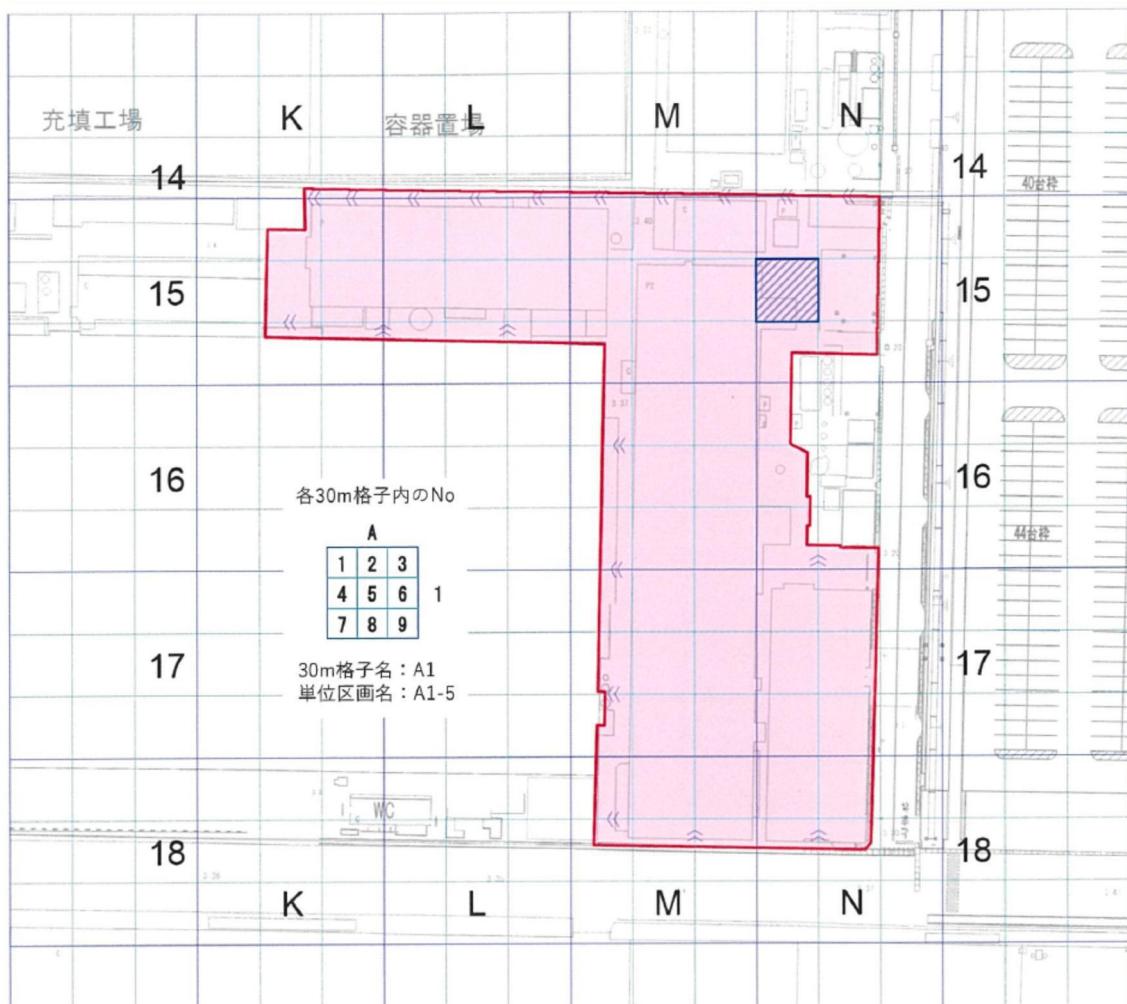


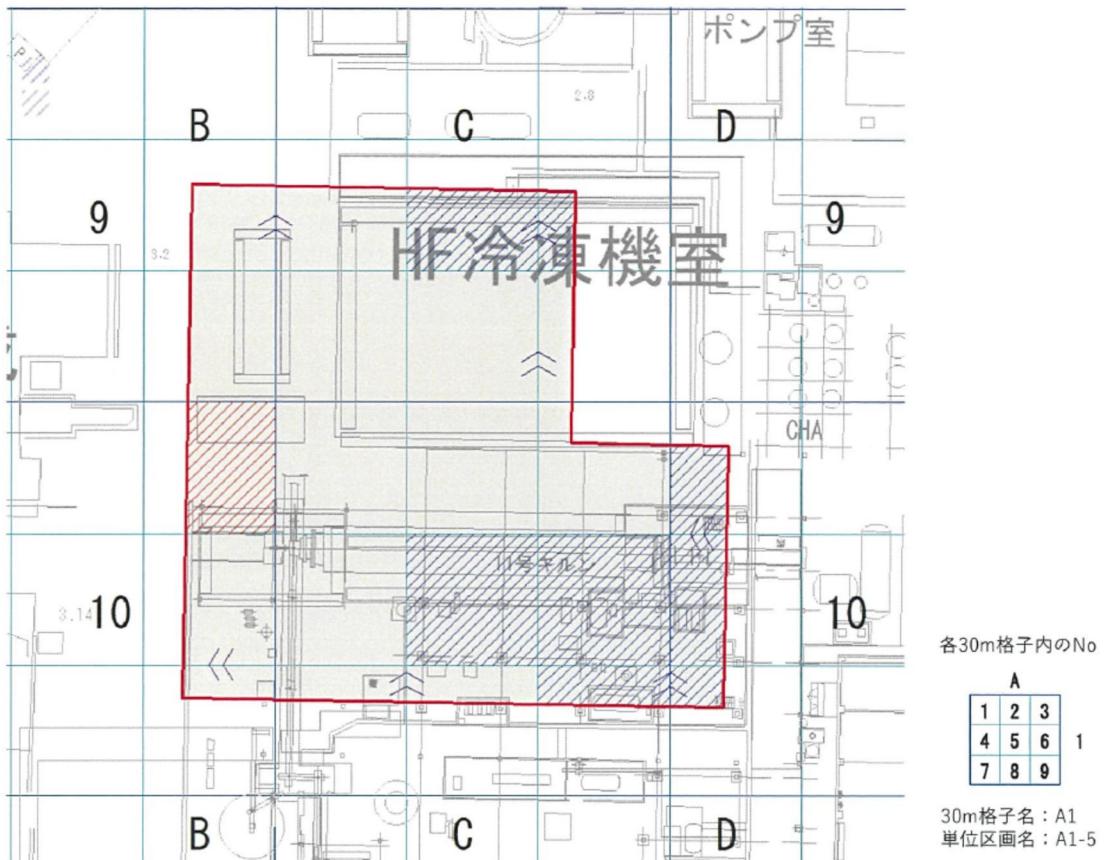
図 特機事業部

□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 - : 10m 格子 《 : 単位区画の統合

※令和6年10月15日 指 - 135号

別紙⑫の指定区域のほか、別紙⑯の指定区域における工事で発生する汚染土壌を別紙⑪の指定区域（■範囲）に仮置きし、当該仮置く汚染土壌を元の指定区域に埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑫の指定区域のうち、■範囲の単位区画をカドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふつ素（溶出量・含有量）について指定し、▨範囲の単位区画を、シアン（溶出量）について指定する。



□：形質変更範囲 —：30m格子 —：10m格子 <<：単位区画の統合

■：PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CEについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(第二溶出量基準に不適合)

■：PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE、MC、1,1,2TCA、1,2DCAについて汚染状態に関する基準に
適合しない土地とみなされる範囲 (第二溶出量基準に不適合)

※PCEはテトラクロロエチレン、TCEはトリクロロエチレン、1,1DCEは1,1-ジクロロエチレン、1,2DCEは1,2-ジクロロエチレン、
CEはクロロエチレン、MCは1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCAは1,1,2-トリクロロエタン、1,2DCAは1,2-ジクロロエタンを示す。

■：第二種特定有害全9項目、第三種特定有害物質全5項目について汚染状態に関する基準
(第二種・第三種特定有害物質の第二溶出量基準、第二種特定有害物質の土壤含有量基準)に
適合しない土地とみなされる範囲

※令和6年6月6日 指-125号

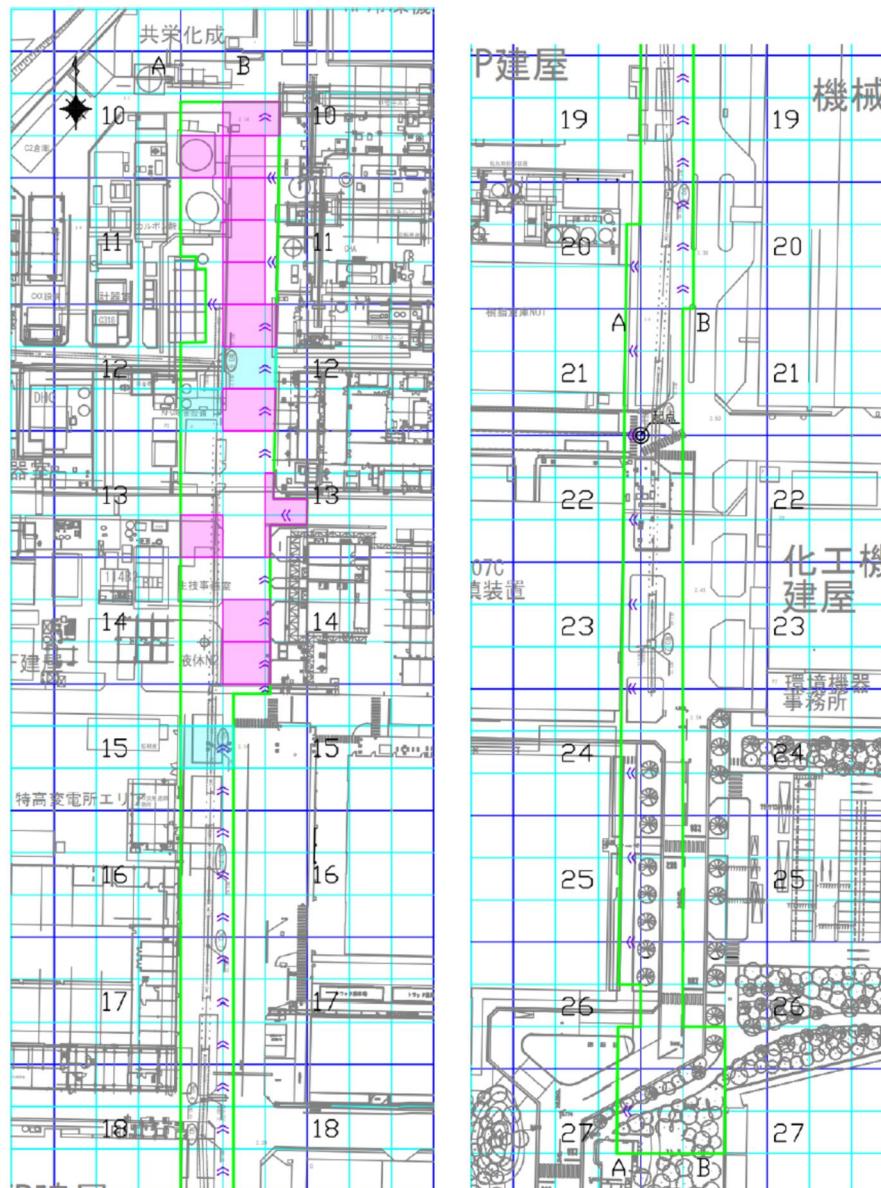
別紙⑬の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：テトラクロロエチレン(第2溶出量)、トリクロロエチレン(第2溶出量)、
1,1-ジクロロエチレン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエチレン(第2溶出量)、クロロエチレン(第2溶出量)、
1,1,1-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,1,2-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエタン(第2溶出量)、
第2種全項目(第2溶出量・含有量)、第3種全項目(第2溶出量)

※令和6年9月19日 指-132号

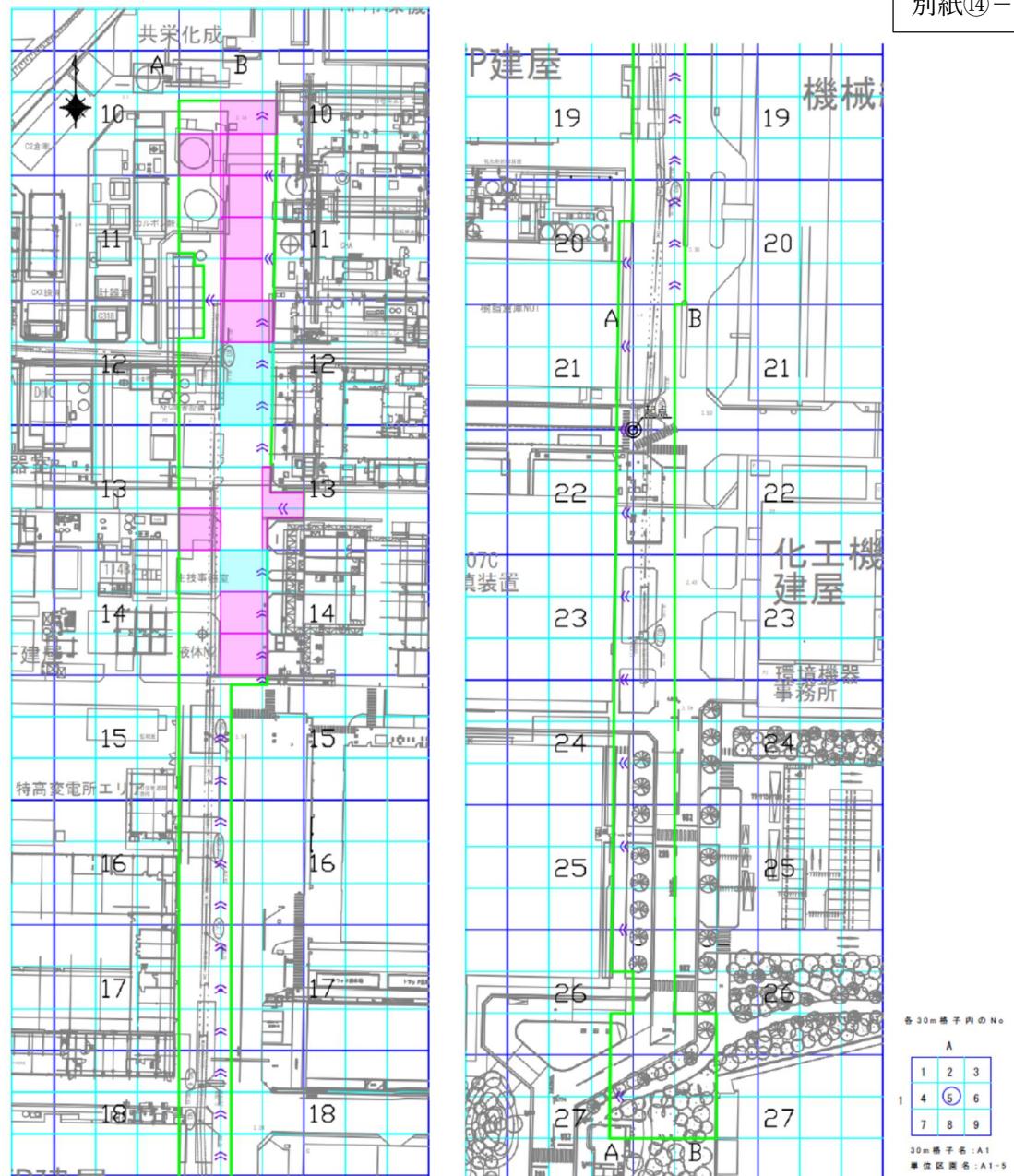
別紙⑬の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合しない指定区画を除く指定区画の間の汚染土壤の移動が見込まれることから、指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：シマゾン(第2溶出量)、チオバソカルブ(第2溶出量)、チカラム(第2溶出量)、
ポリ塩化ビフェニル(第2溶出量)



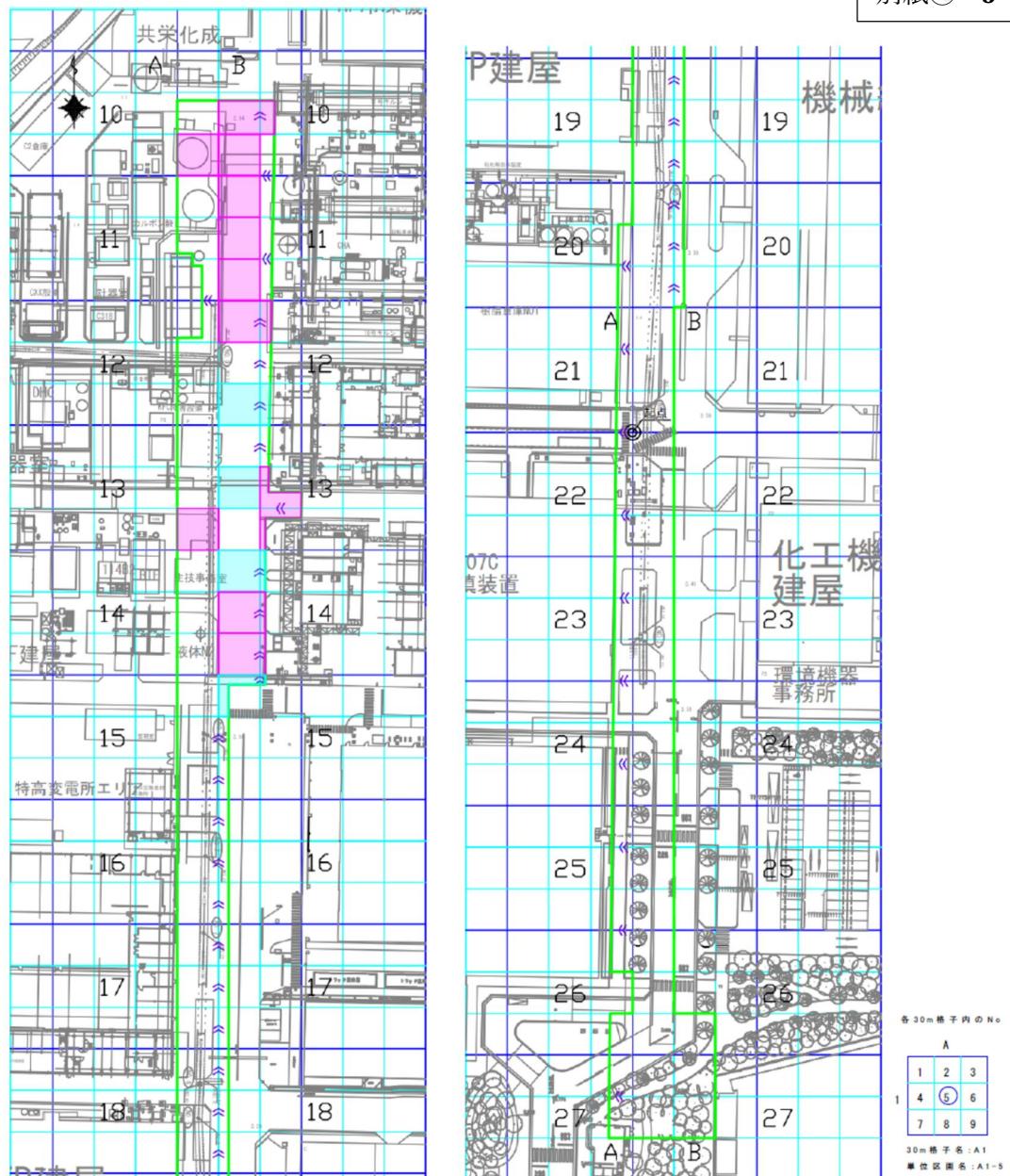
汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (テラクロロエチレン)

- : 形質変更範囲
- : 30m 格子
- : 10m 格子
- 《 : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲
- : 汚染状態に関する基準 (土壤溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲



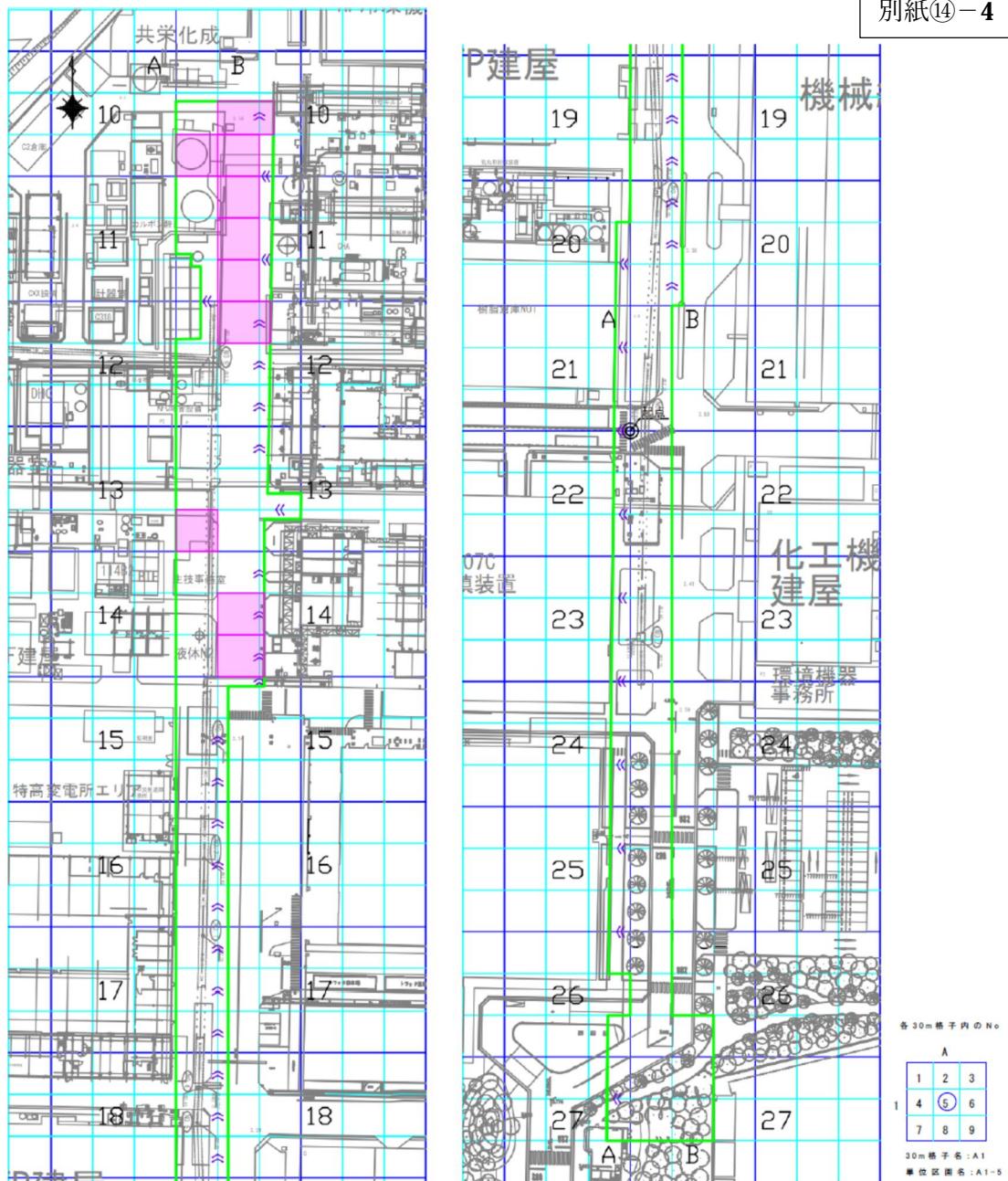
汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地（トリ加ロチレ）

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 《：単位区画の統合
■：汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲
■：汚染状態に関する基準（土壤溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲

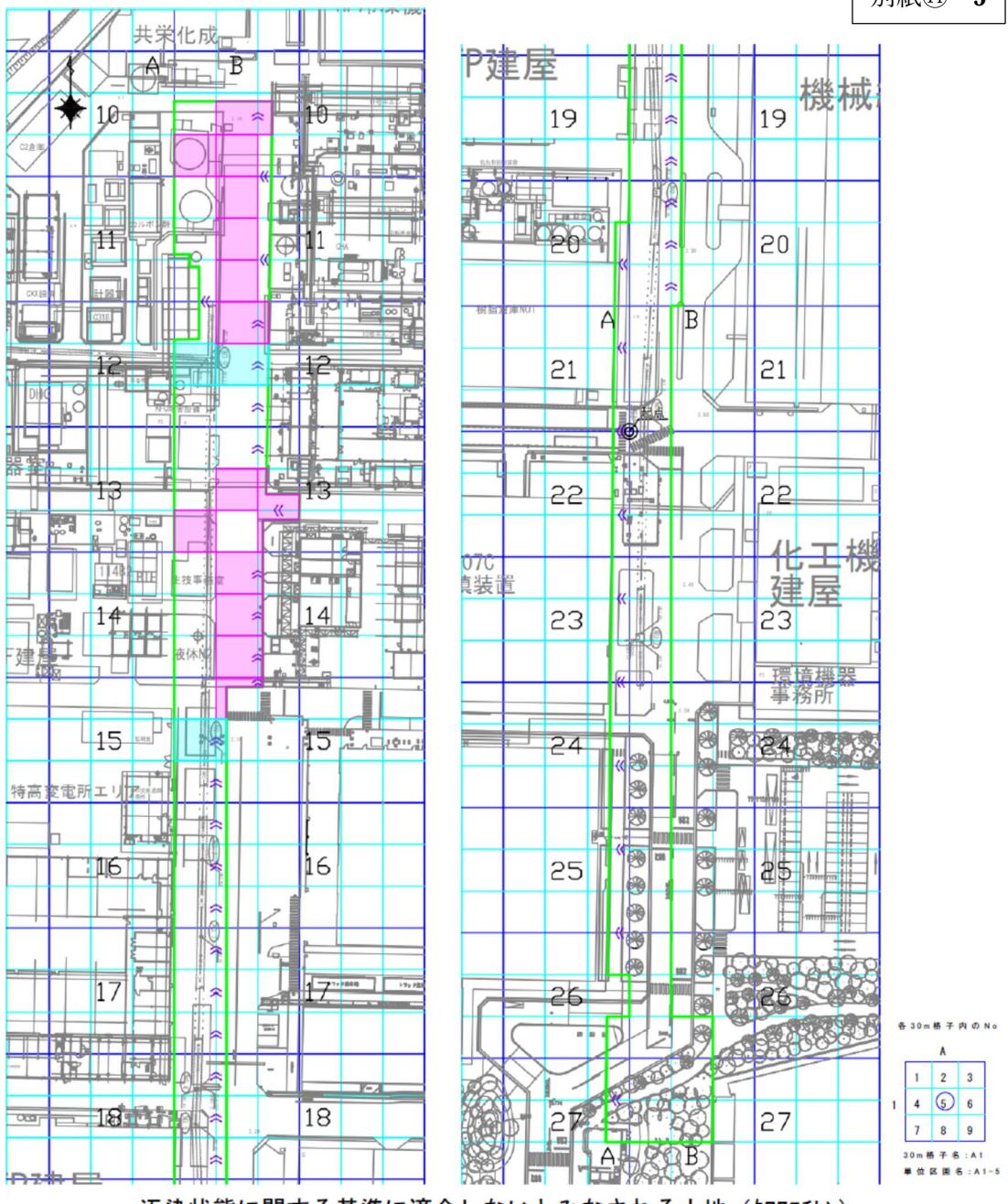


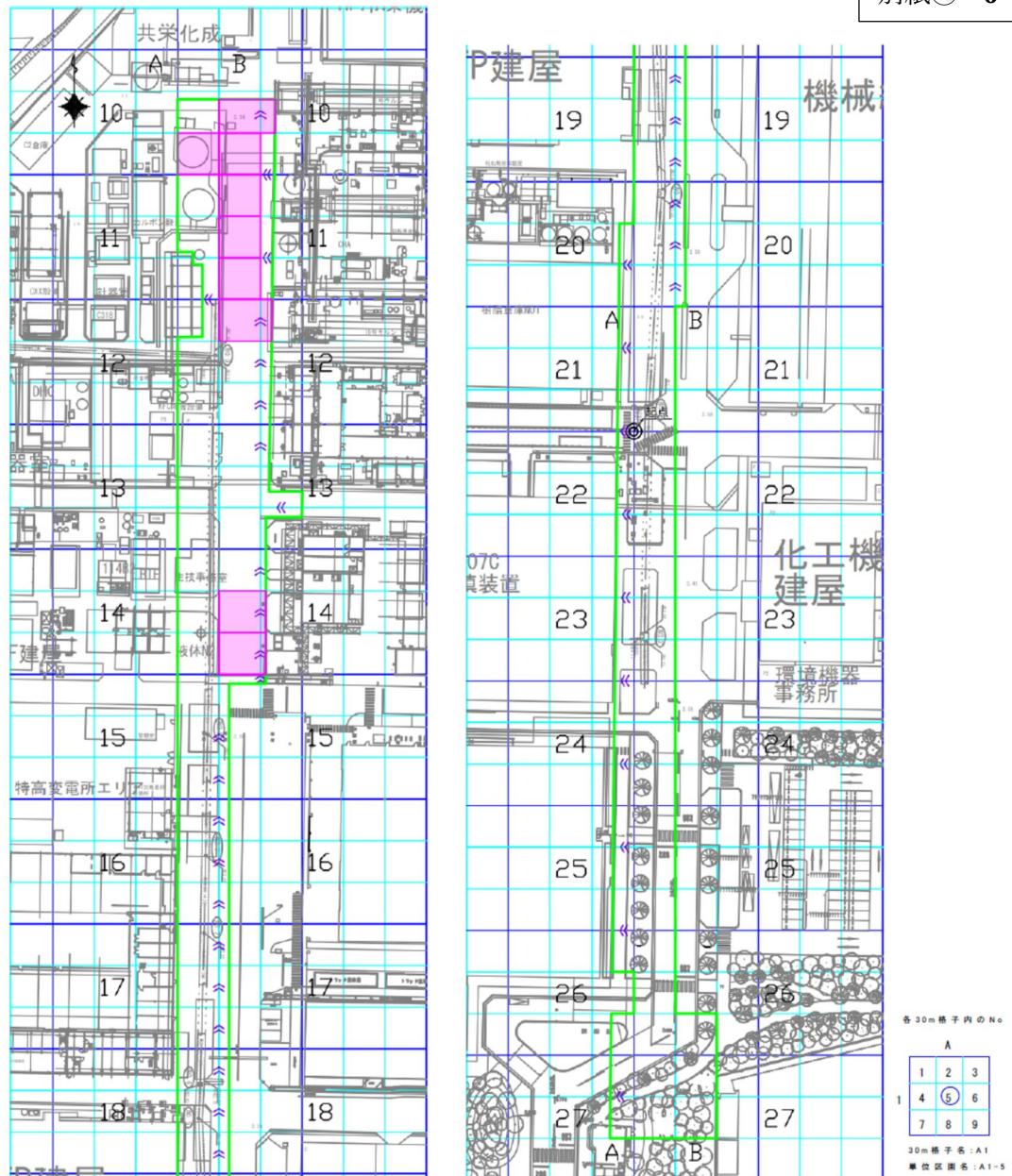
汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (1,2-ジクロロエチレン)

- : 形質変更範囲 - : 30m 格子 - : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 ■ : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲
 ■ : 汚染状態に関する基準 (土壤溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲



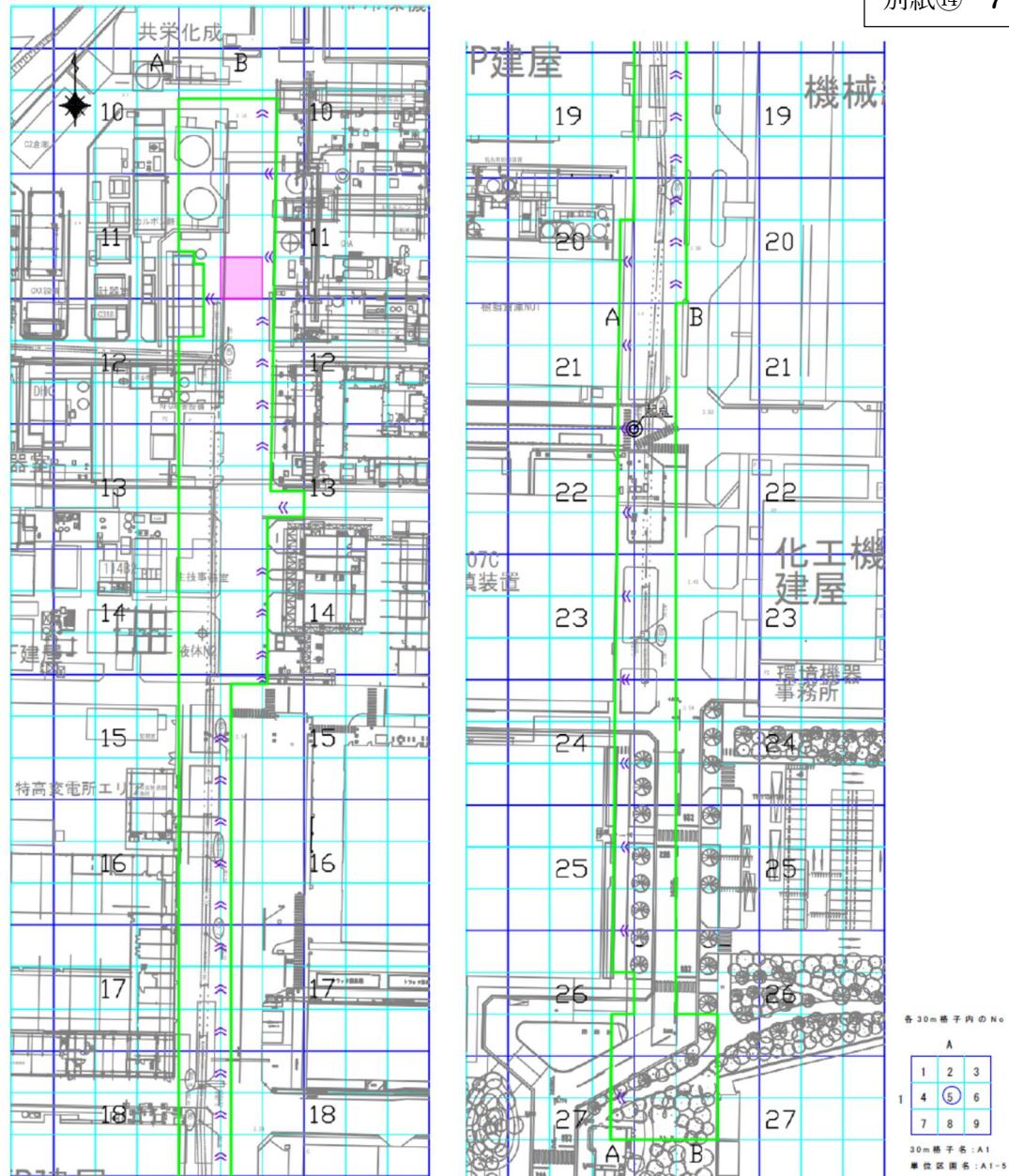
□ : 形質変更範囲 - : 30m 格子 - : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合
■ : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲



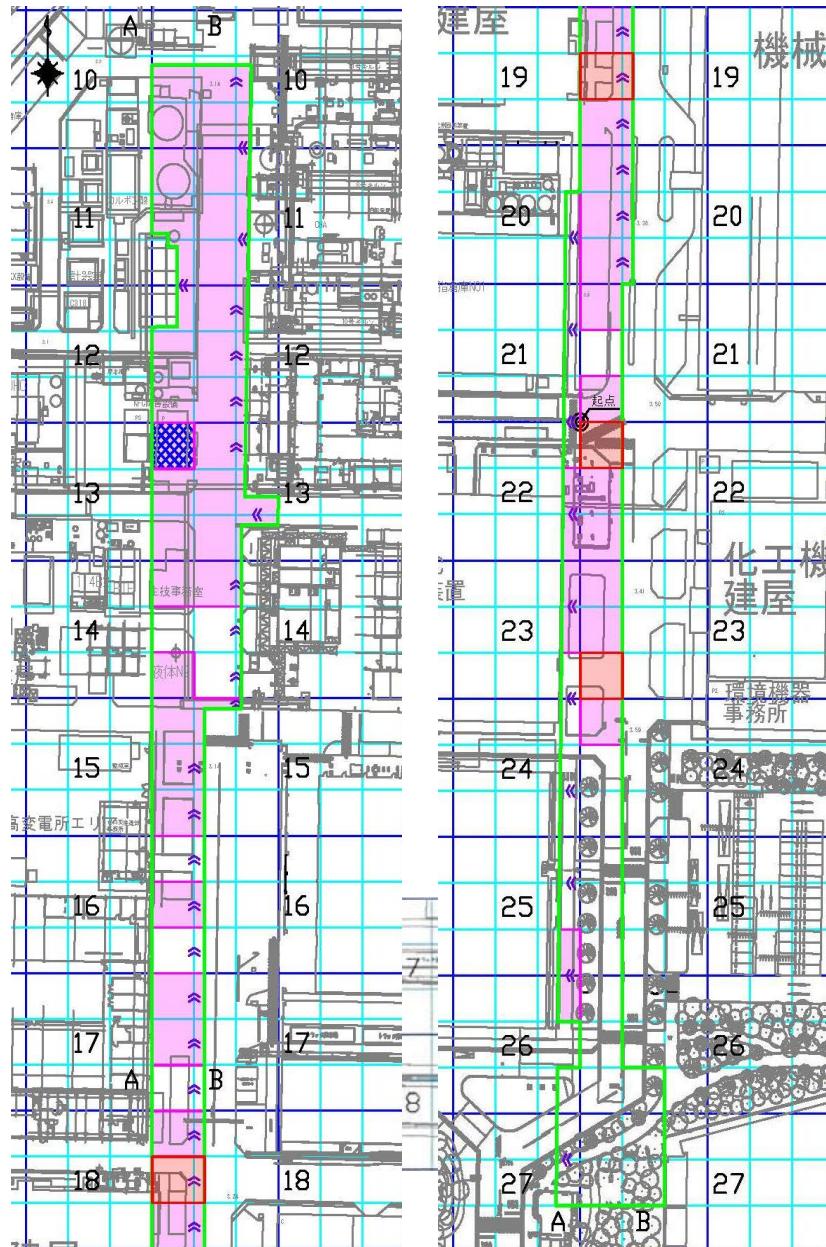


汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地 (1, 1, 1-トリクロロエタン)

□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 《：単位区画の統合
■：汚染状態に関する基準（第二溶出量基準）に適合しない土地とみなされる範囲



□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 - - - : 10m 格子 << : 単位区画の統合
■ : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲



□：形質変更範囲 —：30m 格子 —：10m 格子 ≪：単位区画の統合

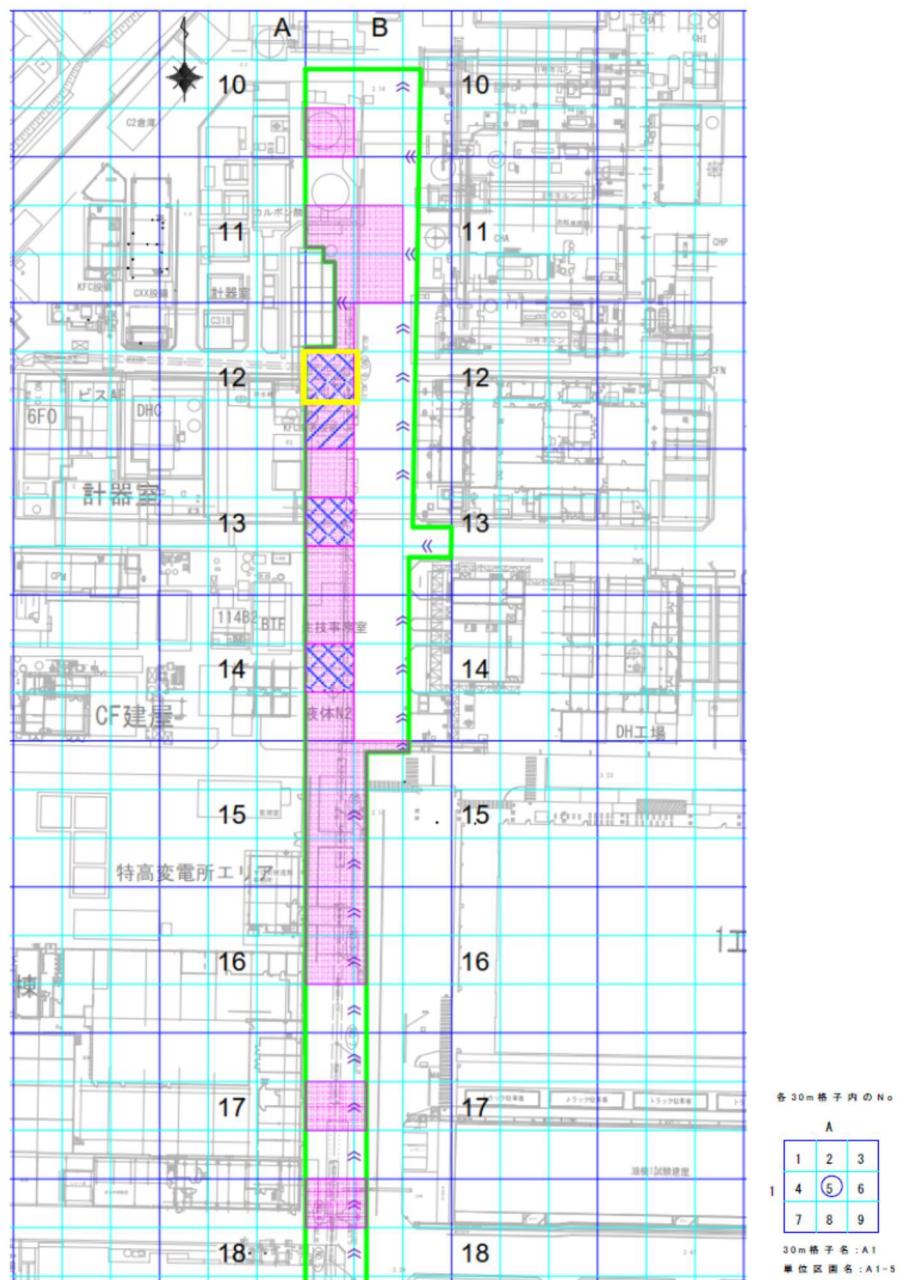
■□：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふっ素（溶出量））

■：汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（ふつ素（溶出量）、鉛（溶出量））

※令和6年10月15日 指-135号

別紙⑭-8 の指定区域における水路工事で、指定区画と同区画に隣接する基準適合区画を併せて形質変更することから、同基準適合区画（ の範囲）について指定の申請を行ったものである。

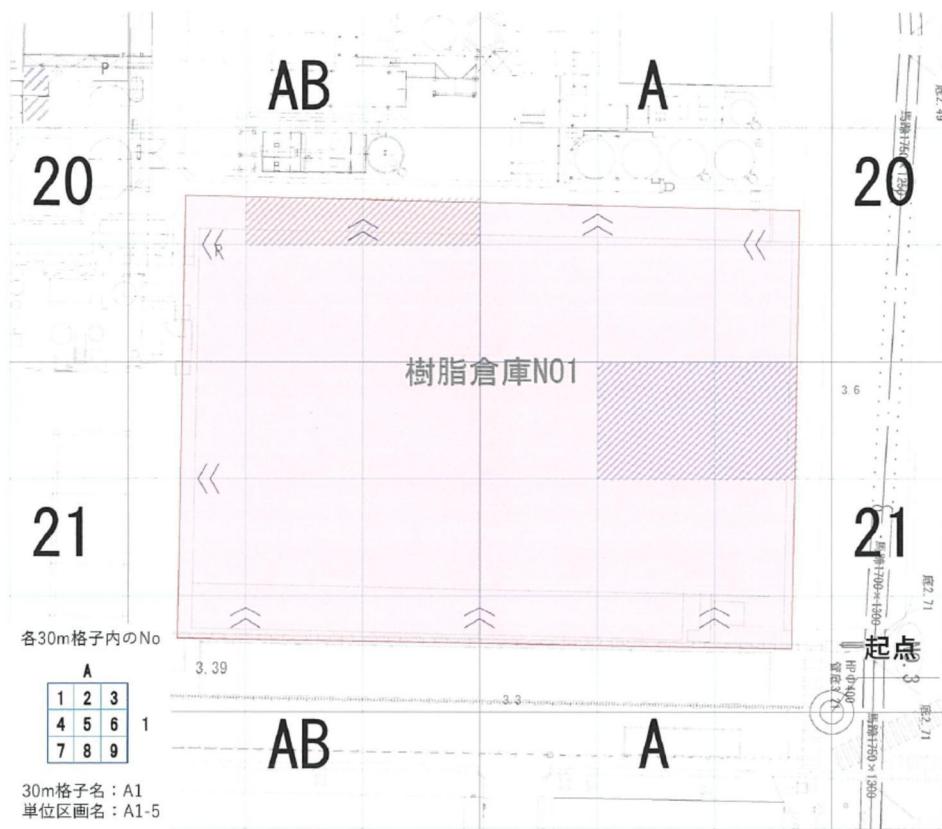
よって、別紙⑭-8 の指定区域のうち、■ の範囲の単位区画を、ふつ素（溶出量）について指定する。



汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地

(深部 : 第二種特定有害物質)

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 『 : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量)、鉛 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量)、鉛 (溶出量)、砒素 (溶出量))
- : ふつ素 (溶出量) の第二溶出量基準超過範囲



□: 形質変更範囲 —: 30m 格子 —: 10m 格子 ◇: 単位区画の統合
 ◇: PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（第二溶出量基準に不適合）
 ◇: PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE、MC、1,1,2TCA、1,2DCA について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（第二溶出量基準に不適合）
 ■: Pb、As、F について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲（土壤溶出量基準に不適合）
 ※PCE はテトラクロロエチレン、TCE はトリクロロエチレン、1,1DCE は 1,1-ジクロロエチレン、1,2DCE は 1,2-ジクロロエチレン、CE はクロロエチレン、MC は 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCA は 1,1,2-トリクロロエタン、1,2DCA は 1,2-ジクロロエタン Pb は鉛、As は砒素、F はふつ素を示す。

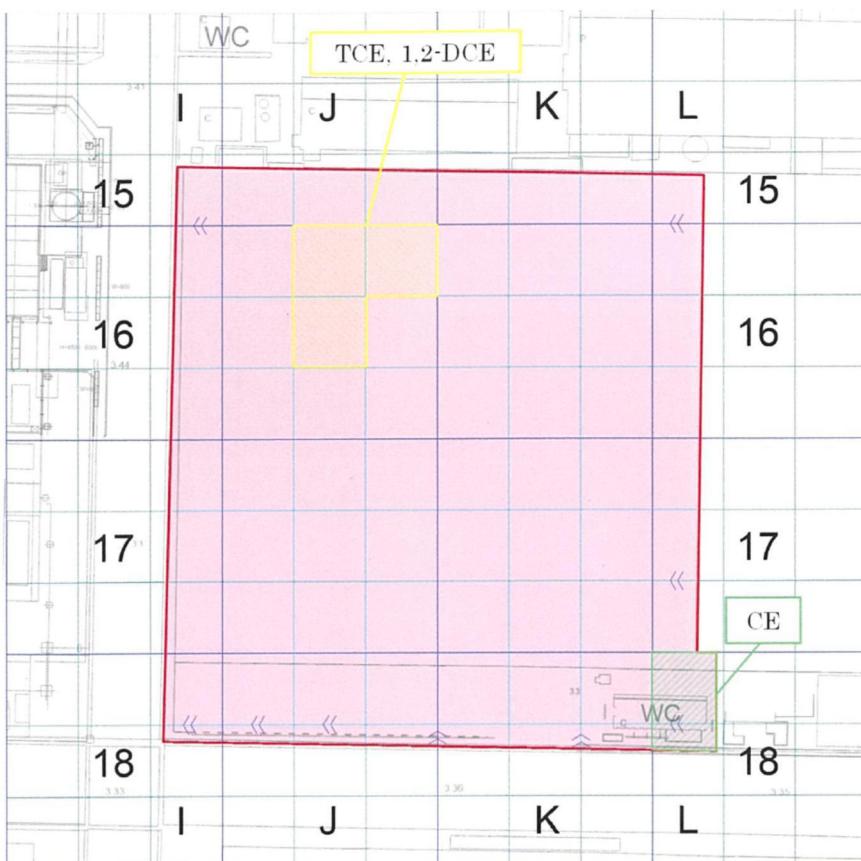
※令和6年7月22日 指-127号

別紙⑯の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。
 指定する特定有害物質：テトラクロロエチレン(第2溶出量)、トリクロロエチレン(第2溶出量)、1,1-ジクロロエチレン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエチレン(第2溶出量)、クロロエチレン(第2溶出量)、1,1,1-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,1,2-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエタン(第2溶出量)、鉛(溶出量)、砒素(溶出量)、ふつ素(溶出量)

※令和6年9月19日 指-132号

別紙⑯の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合しない指定区画を除く指定区画の間の汚染土壤の移動が見込まれることから、指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：鉛(溶出量)、砒素(溶出量)、ふつ素(溶出量)



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1
単位区画名: A1-5

□: 形質変更範囲 - : 30m 格子 - : 10m 格子 ≪ : 単位区画の統合

■: トリクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

■: クロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

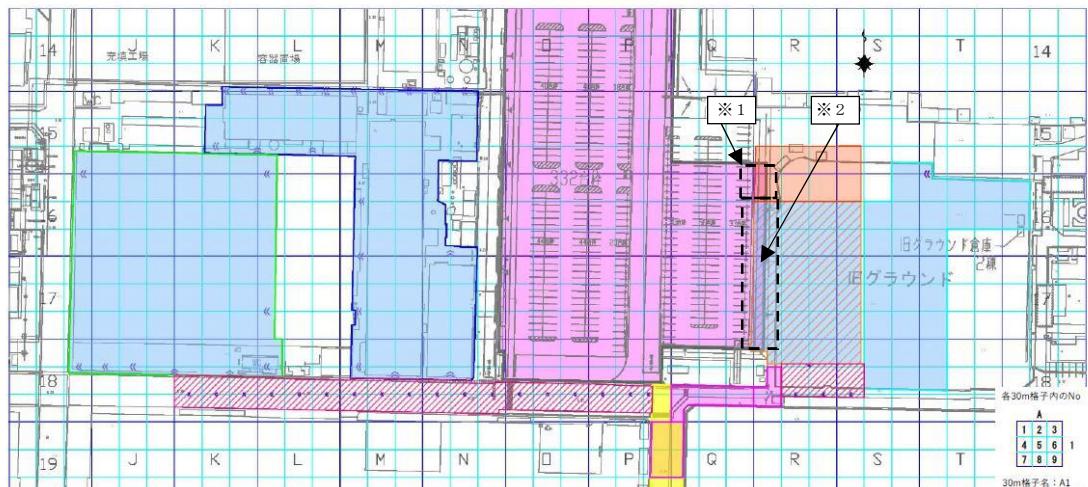
■: 第二種特定有害物質 (Cd、Cd-C、Cr6、Pb、Pb-C、As、F、F-C) について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※TCEはトリクロロエチレン(溶出量)、1,2-DCEは1,2-ジクロロエチレン(溶出量)、CEはクロロエチレン(溶出量)、Cdはカドミウム(溶出量)、Cd-Cはカドミウム(含有量)、Cr6は六価クロム(溶出量)、Pbは鉛(溶出量)、Pb-Cは鉛(含有量)、Asは砒素(溶出量)、Fはふつ素(溶出量)、F-Cはふつ素(含有量)について基準超過とみなされることを示す。

※令和6年10月15日 指-135号

別紙⑯の指定区域のほか、別紙⑯の指定区域における工事で発生する汚染土壤を別紙⑪の指定区域(■範囲)に仮置きし、当該仮置く汚染土壤を元の指定区域に埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑯の指定区域のうち、■範囲の単位区画をカドミウム(溶出量・含有量)、六価クロム(溶出量)、鉛(溶出量・含有量)、砒素(溶出量)、ふつ素(溶出量・含有量)について指定し、■範囲の単位区画を、トリクロロエチレン(溶出量)及び1,2-ジクロロエチレン(溶出量)について指定し、■範囲の単位区画を、クロロエチレン(溶出量)について指定する。

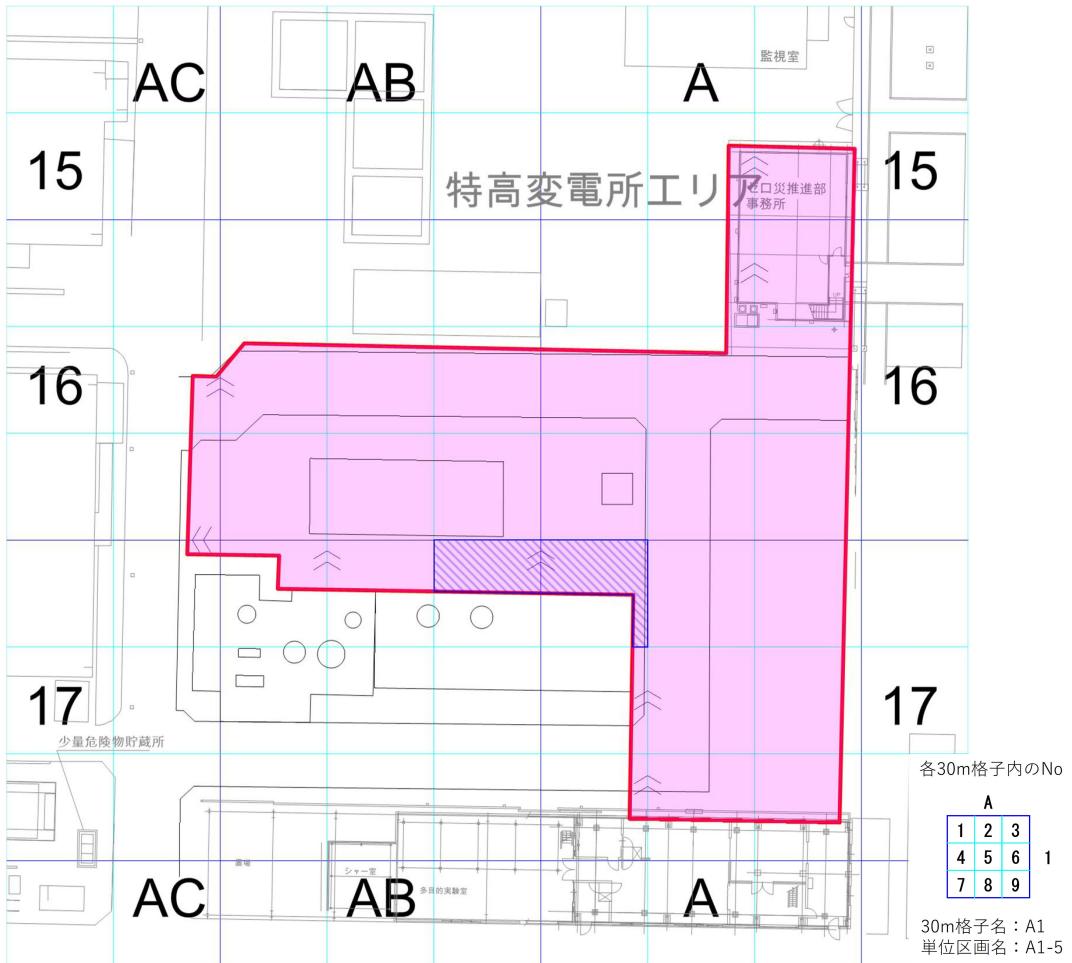


— : 30m 格子 — : 10m 格子

- : 盛土ヤード①の申請範囲
※カドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふつ素（溶出量・含有量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 盛土ヤード②の申請範囲
※トリクロロエチレン（溶出量）、1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、クロロエチレン（溶出量）、カドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふつ素（溶出量・含有量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 運搬経路の申請範囲
※ふつ素（溶出量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 東駐車場の区域指定範囲
※平成 25 年 12 月 6 日 指-29 号により、ふつ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 遮水壁設置工事の区域指定範囲（ふつ素）
※令和 5 年 6 月 30 日 指-109 号により、ふつ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 遮水壁設置工事の区域指定範囲（トリクロロエチレン）
※令和 5 年 6 月 30 日 指-109 号により、トリクロロエチレン（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 盛土する汚染土壤の搬出元①（2 工場跡地（ADAC）エリア）
- : 盛土する汚染土壤の搬出元②（特機事業部エリア）
- : 盛土する汚染土壤の搬出元③（汚染土壤仮置き場 A-①エリア）

令和7年1月16日 指-137号

- ・別紙⑯の指定区域は、別紙⑫、⑭及び⑯の指定区域における各工事にて発生する汚染土壤を、盛土、封じ込め及び運搬するため、指定の申請を行ったものである。
 - ・よって、別紙⑯の指定区域のうち、盛土及び封じ込めを行う  及び  の区画をカドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム化合物（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふつ素（溶出量・含有量）について指定し、 の区画をクロロエチレン（溶出量）、1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、トリクロロエチレン（溶出量）について指定する。
 - ・また、運搬経路となる  の区画をふつ素（溶出量）について指定する。
 - ・なお、 及び  の土地の一部に、別紙⑬の東駐車場で指定する土地  の一部を含む。



□ : 形質変更範囲 — : 30m 格子 - - - : 10m 格子 << : 単位区画の統合
 □ : 1,2-ジクロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
 ■ : 第二種特定有害物質 (Cr, Pb-C, As, F) について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※1,2-DCE は 1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、Cr は六価クロム (溶出量)、Pb-C は鉛 (含有量)、As は砒素 (溶出量)、F はふつ素 (溶出量) について汚染状態に関する基準に不適合であることを示す。

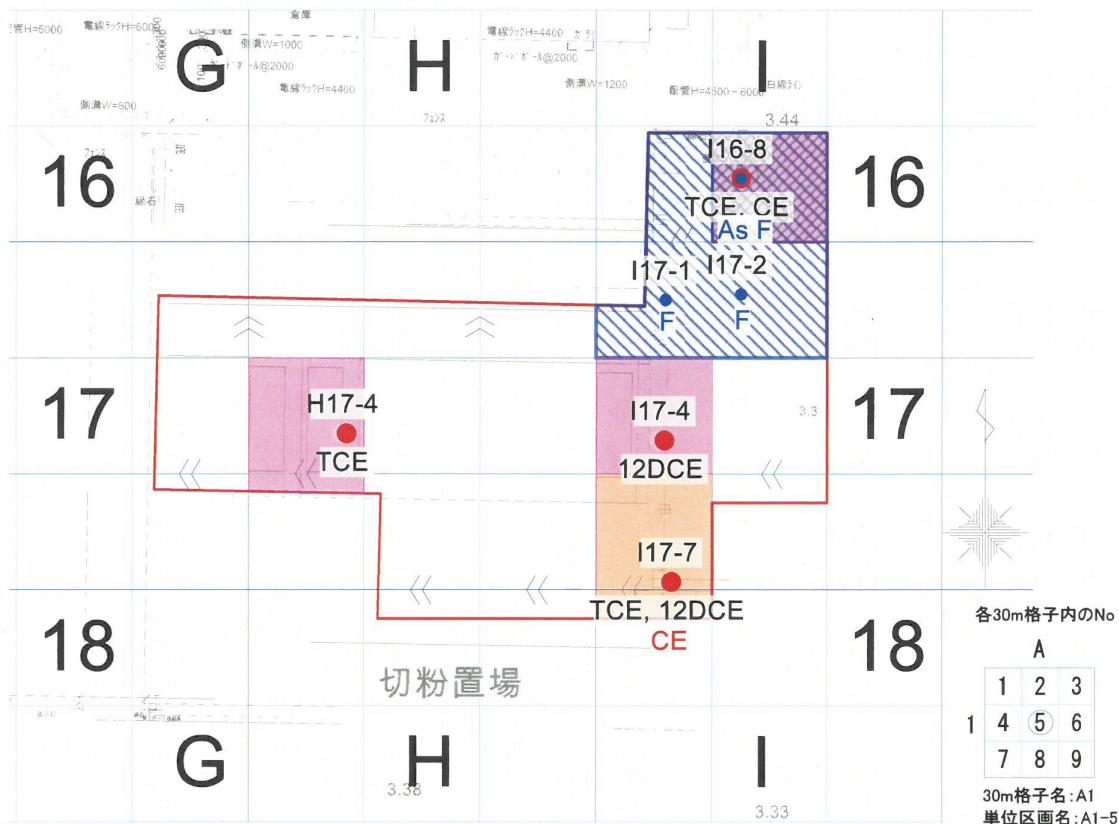
※令和7年4月11日 指-140号

別紙⑯の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質: 1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、六価クロム (溶出量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量)、鉛 (含有量)

※令和7年6月9日 指-143号

別紙⑯の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合する指定区域の汚染土壤が形質変更範囲全体に拡散することが見込まれることから指定の申請を行ったものである。指定する特定有害物質: 六価クロム (溶出量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量)、鉛 (含有量)



- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 基準不適合地点 (ボーリング調査地点)
- : 基準不適合地点 (表層土壤調査地点)
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(第一種特定有害物質 : 土壌溶出量基準不適合)
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(第一種特定有害物質 : 第二溶出量基準不適合)
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふつ素 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量))

※地点上は調査地点名、地点下の黒字・青字は土壤溶出量基準不適合項目、赤字は第二溶出量基準不適合項目を示す。

※TCE : トリクロロエチレン、12DCE : 1,2-ジクロロエチレン、CE : クロロエチレン、As : 砒素、F : ふつ素を示す。

※令和7年 月 日 指-149号

別紙⑯の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質 : クロロエチレン (溶出量)、1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、トリクロロエチレン (溶出量)、砒素 (溶出量)、ふつ素 (溶出量)